

令和元年5月20日



## 外食時の「食べきり」の啓発促進について

消費者庁では、4月19日に開催した「もったいないを行動に！食品ロス削減のための戦略企画会議（外食分野）」での議論を踏まえ、関係省庁と連携し、新たな啓発資材として、外食時のおいしく「食べきり」ガイドを作成し、公表しましたのでお知らせします。

また、食べきれずに残した料理を「持ち帰り」できることを示した店舗ステッカーの取組事例も掲載しましたので、地域や飲食店の実情に応じた取組の参考にしていただけます。

### 〈主なポイント〉

- 我が国で発生している「食品ロス」年間643万トン（平成28年度推計）のうち、外食産業では133万トンもの食品ロスが発生。
- 地方公共団体で、食品ロス削減の観点から、飲食店での啓発の取組として、食べきりに取り組む店舗数の把握を行っているのは、平成30年度で149自治体（前年度89自治体）、店舗数は合計で13,650店舗（前年度9,914店舗）となり、徐々に増加。
- 外食時の「食べきり」の一層の促進に向けて、消費者の方、飲食店の方、それぞれへの実践ポイントや留意事項を盛り込んだ『外食時のおいしく「食べきり」ガイド』を作成・公表。
- 食べきれずに残した料理を「持ち帰り」できることを示した店舗ステッカーについて、自己責任で持ち帰りができることを明示したステッカーの取組事例も掲載。

### 【問合せ先】

消費者庁 消費者政策課

担 当 : 戸川、坂井、橋本

電話番号 : 03-3507-9244 (直通)

FAX : 03-3507-7557